

第386回（平成25年6月）

小野市議会(定例会)発言通告書

議会事務局

一般質問発言通告書

1 井上 日吉 議員

質問項目

- 第1項目 自立型職員の育成について
- 第2項目 安全、安心のまちづくりについて
- 第3項目 生活保護及び児童扶養手当受給者の就労について

要点・要旨

第1項目 自立型職員の育成について

地方分権の推進が叫ばれて、長い年月が経過しています。地域住民の持つ価値観やニーズが多様化する中、厳しい財政下であります。市民からより一層、満足度の高い住民サービスの提供が求められています。国、県への依存体質から脱却し、市長が言われる地方から国を変えるスタンスで、地方が自らの責任と判断で、市民ニーズにきめ細かく対応するという地方分権型の社会システムを創りあげていくことが、今後の地方の発展につながるのと同時に、国にとっても重要な施策になってくるものと思います。

そのためには、国、県の持つ権限や財源をできるだけ速やかに地方に移譲するように求めていくとともに、市民の意識を依存型から自立型へ、市職員も依存型から自立型職員へと変わっていくことが肝要であると考えます。自治体も市民も自立の時代であります。そこで、次の4点についてお伺いします。

(1点目) 自立型人材育成の基本条件について

答弁者 総務部長

(2点目) 小野市の目指すべき職員像について

答弁者 総務部長

(3点目) 職員に求められる基本的能力について

答弁者 総務部長

(4点目) 計画的なジョブローテーションの推進について

答弁者 総務部長

第2項目 安全、安心のまちづくりについて

時代がいかに発展し、市民生活が豊かになっても、社会で発生する犯罪は、行政や地域住民がいくら努力しても、なかなかその件数はなくなりません。特に、夏の季節になると多く発生する犯罪を抑制するためには、市内の通学路を中心に対策が必要だと思いますが、危険が予知される通学路の安全対策について、次の3点をお伺いします。

(1点目) 現在活躍中の安全安心パトロールの活動エリアと内容について

答弁者 市民安全部次長

(2点目) 通学路を中心に各町境の危険箇所の発見への取組について

答弁者 市民安全部次長

(3点目) 防犯灯の設置状況及び今後の整備計画について

答弁者 市民安全部次長

第3項目 生活保護及び児童扶養手当受給者の就労について

答弁者 市民福祉部長

先般の3月市議会定例会において可決された小野市福祉給付制度適正化条例を

審議する中で、生活保護費受給世帯が120世帯、児童扶養手当受給世帯が420世帯おられることがわかりました。そこで、受給されている方々の就労の促進については、どのように努力されているのかお伺いします。

一般質問発言通告書

2 川名 善三 議員

質問項目

- 第1項目 障害者雇用の拡大について
- 第2項目 障害者優先調達推進法の施行について
- 第3項目 転校生への対応について

要点・要旨

第1項目 障害者雇用の拡大について

多様な人々によって構成されている地域社会においては、高齢者をはじめ、障害の有無に関わらず、それぞれが同じように社会生活を営み、活動できる社会をつくることは重要なテーマであります。

国では、「障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）」において、身体障害者及び知的障害者が経済社会を構成する労働者の一員として、職業生活においてもその能力を発揮する機会を与えるものとし、民間企業や国、地方公共団体はその種類に応じた法定雇用率以上の割合をもって、身体障害者又は知的障害者の雇用を義務化、合わせて障害者の雇用率を定めております。その法定雇用率が本年4月から改正され、民間企業においてはこれまでの1.8%から2.0%へ、国・地方公共団体等では2.1%から2.3%へ、都道府県等の教育委員会では2.0%から2.2%と引き上げられ、これに合わせ、障害者を雇用しなければならない事業所の事業規模についても、これまでの従業員数56名以上から、50名以上とされました。障害者の皆さんの雇用を図ることは、これらの方々の社会的自立に向けた基盤をつくるとともに、職業を通して社会参加を進めるものでもあり、積極的に取

り組んでいくことが必要であることから、今回の法律改正に関し、次の3点についてお伺いします。

(1点目) 小野市の現状について

答弁者 総務部長

今回の改正により官公庁における法定雇用率が2.3%、教育委員会等が2.2%となりましたが、小野市の現状についてお伺いします。

(2点目) 小野市における障害者雇用の今後の取組について

答弁者 総務部長

(3点目) 民間事業所への障害者雇用の促進・啓発について

答弁者 市民福祉部長

今回の法改正により民間事業所に対する法定雇用率の引上げや適用事業所への適用規模の拡大がなされておりますが、どのように取り組まれるのかお伺いします。

第2項目 障害者優先調達推進法の施行について

国と独立行政法人等に対して、障害者が就労施設で作った製品の購入や、清掃などの業務委託を優先的に行うよう義務付ける「障害者優先調達推進法」が昨年6月に成立、本年4月から施行されました。

現在、国などが商品の購入や業務委託をする際は、競争入札による契約が原則になっており、民間企業に比べ競争力の弱い障害者就労施設が契約するのは難しいのが実情です。また、施設や自宅で働く障害者が増える一方、景気の低迷により民間企業からの仕事の依頼は減少しており、さらには障害者施設への発注が不安定のため、国からの安定した仕事を求める声が高まっていました。

また、同法では、地方公共団体に対しては、「障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための必要な措置を講ずる」とし、障害者施設の受注機会の増大を図るよう努めること、及びそれを実効あるものとするために、①物品の調達目標を定めた

調達方針を策定し、公表しなければならず、②その方針に即して調達を実施し、③調達実績は取りまとめて公表することが求められています。そこで、この法律の趣旨を踏まえ、障害者の方々の自立、就労支援の観点から、今後、市としてどのように取り組まれるのか、次の3点についてお伺いします。

(1点目) 障害者就労施設等への発注について

答弁者 総務部長

小野市の障害者就労施設等への発注状況についてお伺いします。

(2点目) 受注機会の増大について

答弁者 総務部長

受注機会の増大が努力義務とされていますが、どのように取り組んでいくのかお伺いします。

(3点目) 調達方針の策定について

答弁者 市民福祉部長

法律では、それを実効あるものとするために、①物品の調達目標を定めた調達方針の策定と公表、②その方針に即して調達を実施、③調達実績の公表が求められておりますが、小野市ではどのように対応されるのかお伺いします。

第3項目 転校生への対応について

保護者の都合や転勤などで、その子どもたちが転校を余儀なくされることがあります。子どもたちにとって転校は、友達関係や学習内容、生活全般にわたり、大きな環境変化をもたらし、その後の人生にも大きな影響を与えることとなります。転校することにより、新たな環境の中で、新しい友人を作ることができる一方で、都市と地方、学校の規模の大小、学習進度の違いなどにより、なかなかその環境に馴染むことができない場合も生じます。特に学習面においては、全国で同じ指導内容で進んでいるのであれば問題ないのですが、県・市・学校によって独自の指導内容で進められている場合では、転校先の授業内容を理解することができず、子どもた

ちに戸惑いが生じます。

小野市においては、16か年教育やおの検定、脳科学理論に基づく教育など独自の教育を推進しておりますが、転校してきた子どもたちが、少しでも早く小野市の教育環境に馴染んでもらい、小野市への転校が、その子どもたちのその後の人生の良き転機となるよう、十分な配慮が求められることから、次の2点についてお伺いします。

(1点目) 転校の実態について

答弁者 教育次長

小野市での年間転校生（転入、転出）の実態についてお伺いします。

(2点目) 転校生への指導方針について

答弁者 教育次長

転校してきた児童、生徒が早期に環境に馴染むためにも、学習面や生活面への配慮が必要と思われませんが、現状についてお伺いします。

一般質問発言通告書

3 藤原 章 議員

質問項目

- 第1項目 議案第33号小野市一般会計補正予算 浄谷黒川丘陵地整備事業について
- 第2項目 公共工事の労務賃金について
- 第3項目 生活保護行政について
- 第4項目 小野市福祉給付制度適正化条例について

要点・要旨

- 第1項目 議案第33号小野市一般会計補正予算 浄谷黒川丘陵地整備事業について

今回の補正予算案の中に「浄谷黒川丘陵地整備事業」として2,180万円が計上されています。その主な内容は、「KDDI跡地」について利活用構想を策定するための検討委員会の費用、基本設計の費用、環境調査等に係る費用とお聞きしています。この「KDDI跡地」は97ヘクタールにおよぶ広大な土地で、小野市にとって貴重な財産であり、どう活用するかは市民にとっても、小野市の街づくりにとっても大変重要な課題であると考えます。私が昨年3月に質問致しましたときのご答弁では「取得しました後、市民に活用アイデア募集を行いまして、野球場、陸上競技場などのスポーツ施設の整備、それから里山・自然活用施設の整備など、さまざまなご意見をいただき、それらを踏まえて、現在、庁内ワーキンググループを設置して、さまざまな観点から土地利用の検討を重ねております。今後、計画案がある程度具体化した時点で、市民代表や学識経験者等による活用検討委員会を設置

し、皆様のご意見をお聞きした上で整備を進めていきたいと考えています。」とのことでした。それが、今回動き出したものと理解しておりますが、区域の広さと課題の重要性を考慮して、次の2点をお伺いします。

(1点目) 今回作成する利活用構想について

答弁者 総合政策部長

庁内ワーキンググループの計画案がある程度具体化したということだと思えますが、今回策定する利活用構想は、区域全体に係わるものなのか、あるいは区域の一部に係わるものなのか。また、どの程度の内容と具体性を持った構想とするのかお伺いします。

(2点目) 改めて市民の声を広く聞く機会は作るのか

答弁者 総合政策部長

前回市民の皆さんのアイデア募集を行ってから4年が経っていますが、市民を含めた活用検討委員会以外に利活用構想案に対して、市民の声を広く聞く機会はどこかの段階でお作りになるのかお伺いします。

第2項目 公共工事の労務賃金について

国土交通省は、3月29日、公共工事の予定価格算出における建設業の職人の基準賃金となる「公共工事設計労務単価」を、2013年度に東日本大震災の被災3県（岩手、宮城、福島）の全職種平均で前年度比21.0%、全国平均で15.1%の引き上げを行うことを発表しています。また、都道府県に対して「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」という通知、また、主な民間発注団体に対して「適正な価格による工事発注について」という通知を出して、技能労働者の適切な賃金水準確保に取り組むよう要請しています。この都道府県あての通知の中では「いわゆるダンピング受注が激化し、そのしわ寄せが労働者の賃金低下をもたらして、若年入職者が大きく減少するとともに、高齢化が著しく進展しており、このままでは熟練工から若手への技能継承がされないままに技能労働者が減少し、将来の

建設産業の存続が危惧されるに至っている」とし、「若年者が建設業への入職を避ける一番の理由は、全産業の平均を約26%も下回る給与の水準の低さである」としています。まさにそのとおりでありまして、建設業に従事する職人・労働者は大変な状況に置かれています。こうした中で従来の慣例を破って「公共工事設計労務単価」の引上げが行われたことは画期的であり、大変喜ばしいことです。この効果が建設業界全体に波及することを願って、次の2点をお伺いします。

(1点目) 小野市における設計労務単価の変更について 答弁者 技 監

小野市は「新単価」の適用についてどういう対処をしておられるのか、また「特例措置」について、どういう対処をしておられるのかお伺いします。

(2点目) 末端の労働者の賃金向上のための指導について 答弁者 井上副市長

今回の改正や通知の趣旨を見ますと、現場で働く労働者・職人の賃金が実際に上がるということが求められていると思いますが、そのための指導は何かされているのか、あるいは今後されるのか、お伺いします。

第3項目 生活保護行政について

安倍内閣は、1月に閣議決定した生活保護基準の引下げに加え、5月17日、申請の厳格化や親族扶養義務の強化、健康の保持・増進、生計の状況の適切な把握の責務等を盛り込んだ生活保護法改正案を閣議決定し、国会に提出したと報道されています。「最後のセーフティーネット」と言われる生活保護を受給することがますます厳しくなり、不安感が増すことは憂慮に堪えません。近年の生活保護者の増加は、リーマンショックなど経済の変動と、ワーキングプアを生み出すような労働環境の悪化が主な原因であり、個人の問題と言うより社会や政治の問題です。政治の責任を棚上げして、適用縮小と経費削減を図ろうとする今回の改正は許されないと考えます。私は、生活保護制度の重要性がますます高くなっている中で、この制度

が真に「健康で文化的な」生活を保障するものとなることを願って、次の5点をお伺いします。

(1点目) 保護基準引下げの小野市民への影響について **答弁者 市民福祉部長**

8月から引き下げられる生活保護基準の見直し額が、最近通知されたのではないかと思います。小野市の受給者への影響についてお伺いします。

(2点目) 自動車の保有について **答弁者 市民福祉部長**

生活保護受給者は、自動車の保有は原則禁止され、どうしても必要な場合は認められる場合があると理解しています。小野市のような地方の都市で車がなければ移動しにくい地域は、自動車は生活必需品とも言えますので、弾力的な運用が求められると思いますが、どのように取り扱われているのかお伺いします。

(3点目) 住居の問題について **答弁者 市民福祉部長**

生活保護世帯は、高額な家賃の住宅に住むことは認められにくいと思いますが、現実には「住宅扶助」に見合う家賃のアパートやマンションは少ないと思います。市営住宅など公営住宅の活用が一つの選択肢ですが、住宅問題はどのように対処されているのかお伺いします。

(4点目) 小規模な土地等がある場合の対処について **答弁者 市民福祉部長**

まったく生活に困窮し、生活保護の受給が必要であるにもかかわらず、小規模な土地等があり売却できないために（特に農地の場合はそうですが）、保護が受けられないケースがあると思います。そうした場合、どのような対処の方法があるのかお伺いします。

(5点目) 担当者の力量向上について **答弁者 市民福祉部長**

生活保護を取り扱う行政においては、担当者やケースワーカーの「困っている人

の立場に立つ」という資質が大切なことはもちろん、それに加えて状況に応じた適切な判断力と問題解決のための力量が非常に大切だと思います。大変な仕事ですが、担当者の力量を高めるための研修などはどのようになされているのかお伺いします。

第4項目 小野市福祉給付制度適正化条例について

本条例制定以後、私達議員の手元には自由法曹団の「小野市福祉給付制度適正化条例の廃止を求める意見表明」と、全国青年司法書士協議会の「小野市福祉給付制度適正化条例の即時撤廃を求める会長声明」が届けられております。自由法曹団の声明では「生活保護等の受給者及び生活困窮者のプライバシー侵害を招くことから、憲法に抵触する本条例については廃止することを求める」とした上で、「福祉事務所並びに推進員らによって、違法な『指導又は指示』がなされないよう、適切な教育・指導を行う」こと、「生活保護等を利用しなければならない生活に困窮する者らが、その申請をためらうことのないように、適切な対応・配慮をする」こと、「ギャンブル浪費防止の目的を達するためには、社会福祉主事による家計管理能力の向上に向けた丁寧な生活指導、医師等による治療等の方策を別途検討されるよう」などの意見を述べておられます。また、全国青年司法書士協議会の会長声明では、①市民のプライバシー権を侵害する憲法違反がある、②受給者の行動を監視し、事実上の行動の制限を与える、③受給者に対する差別・偏見を助長する、として「直ちに撤廃すべきである」とした上で、「生活保護その他の福祉給付制度を利用している市民及び利用しようとする市民にとって必要であり、かつ、最も有効な施策は「監視」ではなく「支援」である。・・・ケースワークの充実こそが必要不可欠であり、真の解決への道筋である」と提起しておられます。

私は、2つの団体の意見・声明にまったく同感でありまして、本条例を速やかに廃止していただきたいと考えるものであります。その上で、提起されているご意見に取り組んでいただきたいと考え、次の2点をお伺いします。

(1点目) 提起されているご意見への見解について **答弁者 市民福祉部長**

2つの文書の中には「違法な『指導又は指示』がなされないような適切な教育・指導」、「申請をためらうことのないような適切な対応・配慮」、「家計管理能力の向上に向けた丁寧な生活指導、医師等による治療等の方策」、「ケースワークの充実」などのご意見がありますが、こうしたご意見をどう思われるかお伺いします。

(2点目) 適正化協議会について **答弁者 市民福祉部長**

本条例の施行に当たっては、適正化協議会の果たす役割が非常に重要だと考えます。その委員については、高い見識と人権意識を持った人になっていただきたいと考えますが、委員会の構成と人選についての基本的な考え方をお伺いします。

一般質問発言通告書

4 竹内 修 議員

質問項目

第1項目 議案第33号 平成25年度小野市一般会計補正予算(第1号)について

要点・要旨

第1項目 議案第33号 平成25年度小野市一般会計補正予算(第1号)について

次の3点についてお伺いします。

(1点目) 歳出、款2総務費、項1総務管理費、目13安全対策費400千円の具体的内容について 答弁者 総合政策部長

(2点目) 歳出、款3民生費、項1社会福祉費、目2障害福祉費8,800千円の具体的内容について 答弁者 市民福祉部長

(3点目) 歳出、款4衛生費、項1保健衛生費、目4予防費25,000千円の具体的内容について 答弁者 市民福祉部参事

一般質問発言通告書

5 小林 千津子 議員

質問項目

第1項目 女性の社会進出について

第2項目 地域の交流施設について

第3項目 議案第33号小野市一般会計補正予算 浄谷黒川丘陵地整備事業について

要点・要旨

第1項目 女性の社会進出について

長期にわたる経済不況、国内雇用の悪化による非正規従業員の増加、結婚しない人の増加、それに加えて人口減少と超少子高齢化問題は、日本の将来を危うくさせております。

その様な背景の中で、小野市は平成25年度の市長方針として20年、30年先を見据えた「未来への布石、将来の礎」を見える成果として構築する、という方針が出されて取り組んでおられます。

小野市は、人口5万人であります但し兵庫県の中で輝いている市として捉えており、これは、蓬萊市長の進める行政経営の成果であると認識しております。

そんな中で今回、私が質問致しますのは女性施策の問題です。

平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」の制定を受け、小野市は平成12年に「女性施策担当」を設置、平成14年には「小野市は一と・シップ（男女共同参画）社会推進条例」を制定され、その後いろいろな施策を展開されていますが、なかなか男性の意識も、女性の意識も変わりにくいというのが現実ではないかと思

うところであります。

今回、小野市が打ち出した「自治会役員女性参画推進事業補助金」であります。先般の区長総会の場でも、小野市連合区長会会長である小田下町の区長が、町役員に女性を登用して町の活性化を図るというプレゼンをされておられました。

私事で恐縮ですが、会社勤めをしていたのは、いわゆる男性の職場でした。後から入社してくる男性が仕事を任されていくのを悔しく思い、女性にでもできるという思いから、ヘルメットを被り、安全靴をはいて現場に飛び出したものでした。地域でボランティアをしている時も、なぜ女性に任せてもらえないのだろうと思うことが多々ありました。

私が市議会議員になったのは、小野市の女性団体連絡協議会の会長になったことがきっかけです。おのウィメンズ・チャレンジ塾で勉強させて頂き、また、第2回女性議会にも出席して、女性が社会進出をすれば女性の声も市政に届き、もっといい市になるのにと思っていたところへ、市長の市議会議員に女性の進出を、との言葉で一念発起して市議会議員に当選させて頂きました。思いを同じくした女性が立ち上がり、3名の女性市議会議員が誕生しました。

そして、今議員になって考えるのは、町行政にも女性が参画すれば、地域が変わり、もっと良い地域になると思います。これは、市長の理念に沿ったものだと思うのです。

これからの世の中は、家族の在り方、女性の生き方が見直されてまいります。多様な分野に女性が登用され、女性のパワーが社会の概念を変え、地域を変革していくと思うのです。逆にいえば、地域を変えるのは女性の力が必要です。

そこで、次の3点についてお伺いします。

(1点目) 自治会役員女性参画推進事業補助金について **答弁者 市民安全部長**

その創設の趣旨と内容についてお伺いします。

(2点目) 現時点での取組状況について

答弁者 市民安全部長

現時点の取組状況と今後の展開についてお伺いします。

(3点目) 審議会等のトップへの女性登用について

答弁者 市民安全部長

小野市の審議会等の女性登用率は、目標の30%に達しましたが、個々の審議会をみるとまだ女性登用が進んでいない分野が残っています。同様に地域に目を向けても、各種団体の会長等、まだ男性が主になっているのが現状です。

審議会等のトップに女性を登用する方向性を出していただけるなら、そこから変わるきっかけになるのではないかと思います。当局の考えをお伺いします。

第2項目 地域の交流施設について

小野市には、各地域に交流施設として、コミュニティレストラン、略してコミレスが運営されています。

コミレスには「陣屋」、「ぷらっときすみの」、「太閤の渡し」、「ゆうゆうの里」、「きよたにいっぷく堂」、「あわの里」の6店舗に加え、今年度「誉田の館いろどり」がオープンいたします。

地域の市民が運営しているコミレスは、他市にはない特徴のある施策であり、小野市の「強み」であると思うのです。

そこに参加されている市民の方々は、自分達のコミレスにお客さんが来て頂けることに「やりがい」を見つけ、必死になって頑張っておられる姿を拝見し、感銘いたしております。

「誉田の館いろどり」の運営を担う味彩会のスタッフも、毎週土曜日に「あわの里」に出向いて活動しております。私もスタッフの一員として手伝っておりますが、私達の料理を食べに来て頂けるお客様がいらっしゃることで、もう5カ月続けてきました。

このコミレスに参加して感じたことは、これこそ交流であり、交流の拠点施設で

あるということです。栗生駅は、交通の拠点施設であり、市外の方も食事に来られています。ハイカーの方もよく来られます。

下東条のスタッフが、加西の人や河合地区の人たちと親しくなり、また、各地区の友達にも来ていただいて、交流を深めることで、交流の拠点施設として楽しい時間を過ごしています。

ただ、このような活動を続けていく中で若干の課題がみえてまいりました。というのは、食事だけを提供していくコミレスで良いのかということなのです。

やはり、このような活動を続けていくなかで、「これだ」という特徴、何か魅力を生み出さなければ、し続けることは難しいと思うのです。

そこで、次の3点についてお伺いします。

(1点目) コミレスと地域の連携について

答弁者 地域振興部長

コミレスの健全な運営と持続性を保つためには、地域の各種団体をはじめとする地域住民の理解と協力が大切であると考えます。そこで、これまで運営されてきたコミレスにおける地域との連携の実態についてお伺いします。

(2点目) 小野市の観光戦略としてコミレスが果たす役割について

答弁者 地域振興部長

これまでコミレスは、地産地消による地元農産物を提供する施設として、また、地域のコミュニティの拠点施設として、元気な小野市のPRに尽力してきたと考えます。しかしながら、もっと他の観光施設とのコラボレーションによって、異なった展開が可能となるように思われます。特に「誉田の館いろどり」は、観光交流施設という目的で補助を受ける予定であることから今後の観光戦略についてお伺いします。

(3点目) 起業から企業へについて

答弁者 地域振興部長

コミレスは、ボランティア活動をめざす団体、また、地域の雇用と活性化をめざ

す団体などによって、さまざまな運営がなされております。

市内では、「ぷらっときすみのそば工房」が運営の実態から企業化しつつあると思いますし、北播磨地域では「マイスター工房八千代」が企業化しており、コミレスがめざす目標となっております。

コミレスの継続性を持たせるには、やはり「マイスター工房八千代」に追いつけ追い越せという高い目標を持つことが施設の継続性をもたらすものと考えます。当局の考えをお伺いします。

第3項目 議案第33号小野市一般会計補正予算 浄谷黒川丘陵地整備事業について **答弁者 総合政策部長**

浄谷黒川丘陵地は、97ヘクタールという広大な面積を有しており、将来を考えるとき、ひとつの小野市のシンボリック的存在として位置づけられる可能性もあると思います。

そこで、今後の整備に至るまでのプロセス及びこのエリアをどのように活用し、どのような機能を持たせようとされているのか、現在の当局の考えをお伺いします。

一般質問発言通告書

6 高坂 純子 議員

質問項目

- 第1項目 小野市地域公共交通総合連携計画について
- 第2項目 「コミセンの寺子屋」事業の今後の展開について
- 第3項目 風疹予防接種への助成事業について

要点・要旨

第1項目 小野市地域公共交通総合連携計画について

小野市には、公共交通として、鉄道・路線バス・コミュニティバスなどが運行しています。しかし、自動車の普及などにより利用者が減少し、公共交通を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

一方で、高齢化が進むことでこれらの公共交通の必要性が一層高まって来ており、利便性が高く環境に優しい交通システムを構築していくことが求められます。

このたび、小野市地域公共交通総合連携計画を改定されようとしておられますので、次の4点についてお伺いします。

(1点目) 公共交通を取り巻く現状と課題について 答弁者 総合政策部長

小野市地域公共交通総合連携計画（改定案）の中では、小野市は、東播磨地域のほぼ中央に位置することから周辺地域の中心都市として位置づけられています。主要幹線道路の整備や新都市建設等を契機に東播磨の中心都市として、一層の飛躍を遂げるための公共交通、特にららんバスの現状と課題について、お伺いします。

(2点目) 北播磨総合医療センターへのらんらんバス運行について

答弁者 総合政策部長

らんらんバスの利用者数は、増加傾向にあります。平成24年度時点で10万6,513人。平成17年と比較して3倍以上に増加しており、日常生活の移動手段として重要な役割を担っています。今、市民の関心は、北播磨総合医療センターへの運行です。

今期定例会初日の市長挨拶の中でも市内全地域から北播磨総合医療センターへ接続できるように10月にダイヤ改正を計画中との話がありました。現時点での運行計画は、どのようになっているのかお伺いします。

(3点目) 神戸電鉄榎山駅周辺のバス運行について

答弁者 総合政策部長

北播磨総合医療センターから、神戸電鉄榎山駅、JR市場駅を経由するシャトルバスが運行されると伺っています。らんらんバスとの連携が図られれば、アクセスの選択肢も増えると考えますが、当局の考えをお伺いします。

(4点目) パブリックコメントについて

答弁者 総合政策部長

小野市地域公共交通総合連携計画の改定に向けて5月1日から5月31日までの1カ月間、パブリックコメント等を行い、広く意見を募っておられるようですが、市民・市内事業所などへの周知はどのようにされたのか、またどのような意見が出ているのかお伺いします。

第2項目 「コミセンの寺子屋」事業の今後の展開について

寺子屋事業は、学ぶ意欲のある子ども達に対し、家庭学習の充実を中心とした学習習慣の確立とともに、各地域のコミセンが地域の子供たちの放課後の居場所となることを目指して行われている事業です。昨年も質問致しましたが、1年経ちましたので経過と今後について、次の4点をお伺いします。

(1点目) 現状について

答弁者 教育次長

児童の送迎についての要件の緩和がなされ、特に学校と隣接するコミセンかわいでは、参加児童も増えています。しかし、一方では、距離的なことや家庭環境で行かせたくても行けない現状があるように思いますが、どのようにお考えかお伺いします。

(2点目) 定員数について

答弁者 教育次長

仕事をリタイアされている方々にとっては、コミセンでの指導に楽しい生きがいを見つけておられるようで、人数も増え、まさに「人おこし」です。ただ、児童数は1年生が増えている半面、5、6年生がゼロという所もあります。マンツーマンの日もあるようですが、昨年同様一日20人の定員数を計画に掲げられているのかお伺いします。

(3点目) コミセンの寺子屋事業の今後について

答弁者 教育次長

平成20年から行われている小野地区の商店街の寺子屋は、他のコミセンと比べて予算や日程・人数も違いますが指導者たちが主体となって、事前説明会や陣屋まっりの参加など、発表の場づくりが行われています。他のコミセンの寺子屋事業もこのような形にできればと考えますが、当局の考えをお伺いします。

(4点目) 地域の公民館活用と寺子屋事業について

答弁者 教育次長

現在、寺子屋を利用している児童の保護者からの聞き取りによりますと、しつけを学ばせて欲しい、遠慮せずに叱って欲しいといった意見も出ています。それならば、コミセンまで行かなくても地域の公民館で、近所の方々から学ぶことも充分できると考えます。また、送迎が難しいのなら、昨年市長が第380回の定例会で答弁されたように、自分で安全に帰るということも自立学習の1つと考えますが、地域の公民館活用について、当局の考えをお伺いします。

第3項目 風疹予防接種への助成事業について

2012年からの風疹が大流行して以降、患者数が増加し続けています。

特に妊娠初期の女性が風疹にかかると、生まれてくる赤ちゃんが「先天性風疹症候群」という病気にかかり、目、耳、心臓等に障害が出ると言われています。

現在「風疹ワクチン」が足りず「麻疹・風疹」の混合ワクチンを勧められるのが現状です。「風疹ワクチン」単独よりも金額が増し、接種を躊躇する対象者も出ています。このたび、小野市が助成事業を行うことは、先天性風疹症候群の発症防止を目的とするとともに、子育て支援につながると喜んでおります。

そこで、周知と内容について、次の2点をお伺いします。

(1点目) 助成対象者の枠組みについて

答弁者 市民福祉部参事

助成対象となっているのは、23歳から49歳までの女性と、妊娠中の女性の配偶者です。どのような理由で助成対象者を決められたのかお伺いします。

(2点目) 対象者の負担額について

答弁者 市民福祉部参事

小野市の風疹予防接種助成事業を発表後、兵庫県も妊娠を希望する女性らを対象に予防接種費を助成する方針を決めました。市が住民に予防接種費の助成を行う場合は、その一部を県が負担する方針とあります。麻疹・風疹混合ワクチンは1回が10,000円程度。市の助成額の上限は7,000円です。県の助成額が2,500円となれば、自己負担金は少額となります。どこよりも子育て支援が手厚い小野市としては、対象者の負担をゼロにしてはと考えますが、当局の考えをお伺いします。

一般質問発言通告書

7 前田 光教 議員

質問項目

- 第1項目 40周年を迎えた姉妹都市交流（提携）について
- 第2項目 市民病院運営と閉鎖に向けた取組について
- 第3項目 少子化に対応した子育て支援施策について

要点・要旨

第1項目 40周年を迎えた姉妹都市交流（提携）について

1973年2月17日、小野市とリンゼイ市の姉妹都市提携調印式が行われ、40年を迎えました。広報おの6月号（9頁）にも掲載をされていましたが、これまでに小野市からは20回、約400の方がリンゼイ市を訪問され、リンゼイ市からは22回、約320の方が小野市に來訪されました。

これまでも定例会で、姉妹都市交流につきましては、多様な価値観と角度から一般質問が行われています。本年、節目の年に際し、市長、議長（藤本議員）をはじめ、5名の方がリンゼイ市を訪問し、温かみのある交流を体感され、40年という歴史と、そして今後の交流に向けた、新たな発見もあったことと推察致します。そこで、次の3点についてお伺いします。

（1点目）小野市からの訪問団受入れについて

答弁者 総務部長

今回のリンゼイ市訪問に際し、手厚い歓待を受けたとお聞きしています。それらが、リンゼイ市の方々にとって有形、無形の財産となっていると思えるのですが、小野市からの訪問団の受入状況についてお伺いします。

(2点目) リンゼイ市からの訪問団受入れについて

答弁者 総務部長

本年8月、小野まつり開催時期に合わせて、リンゼイ市から訪問団が来訪される予定と伺っています。人として、日本人の心の文化として、1点目の歓待に対し、精一杯のおもてなしをすることが、また、そうすることができる小野市民でもあると感じており、このたびの来訪によって、市民が主体となる国際交流づくりができる機会でもあると考えます。そこで、8月のリンゼイ市からの訪問団受入れに際し、考えをお伺いします。

(3点目) 今後の取組について

答弁者 総務部長

姉妹都市を規定する国際的な統一基準はなく、日本でも定められた国内法がある訳でもない状況での姉妹都市提携でございます。一般的には何らかの共通するものがあったり、人と人との交流が盛んであったりと、提携のきっかけとなる要因があるものと思います。現実には、距離的にも簡単に市民間交流を育むことは、少々困難な位置関係であり、自然環境、産業も少々異なりがあります。

しかし、これまでの歴史、これまでの関わり等を認識した上で国際交流を深めていくことは、意義深いものと感じます。そこで、今後の取組についての考えをお伺いします。

第2項目 市民病院運営と閉鎖に向けた取組について

本年10月のオープンに向け、北播磨総合医療センターの工事が順調に進捗しています。4月4日には、工事現場を視察し、現地での説明を受け、施設の広大さと充実ぶりが確認でき、6月末には本体工事が完了し、9月の竣工に向け外構工事が進められると聞いています。市民の方々も竣工を待ち望んでおられるものと思います。

また、市民病院閉院後の跡利用として、病院と特別養護老人ホームを併設した施設としての運営を基本方針として、昨年9月に跡利用事業者の公募を行い、事業者

が決定され、跡利用に向けた準備も進められており、急性期医療を担う北播磨総合医療センターと、一般病床と特別養護老人ホームを備え、慢性期医療などの後方支援を担う跡利用事業者との機能分担の中で、地域医療のより一層の充実が図られると伺っています。

さらに、市民病院では、統合を控えた医師の減少により、2病棟を閉鎖する中で、市民医療の確保を図りつつ、北播磨総合医療センターへの円滑な移行に向け、病院運営の対策強化を図るため、本年3月に市民病院運営統括本部を設置し、鋭意取組をされているものと思います。

そこで、病院統合を約3ヶ月後に控え、昭和29年の開業以来、地域の中核病院として発展してきた現病院の閉院、新たにその役割を担う北播磨総合医療センターへの円滑な移行は極めて困難な取組であり、日々奮闘されていると認識し、次の3点についてお伺いします。

(1点目) 未収金の徴収について

答弁者 市民病院事務部長

民間における事業閉鎖時は、売掛金の回収が極めて重要な課題となります。病院事業では、これに代わるものとして診療収入の未収金が発生するものかと思いますが、未収金の徴収について、どのように取り組まれるのかお伺いします。

(2点目) 固定資産について

答弁者 市民病院事務部長

跡利用事業者への売却資産以外の、土地、建物に関する固定資産の処分はどのように考えておられるのかお伺いします。

(3点目) 市民病院運営統括本部について

答弁者 小林副市長

計画的な閉院と、統合病院への円滑な移行に向けた市民病院運営統括本部の取組についてお伺いします。

第3項目 少子化に対応した子育て支援施策について

少子化という言葉を目にして何年もの月日が経過しました。今回の定例会での一般質問で取り上げるまでもなく、社会問題として認知されていることと思います。

そもそも、人口を維持するための人口置換水準値（約2.07）を合計特殊出生率（全国平均1.39・兵庫県平均1.41・小野市1.48）が長期に渡って下回り、少子化が問題にされていますが、これらは、戦後の価値観などの変化もあり、自然な流れとして、現在に至っているものと思われま

す。ここ小野市では、手厚い子育て支援施策として、中学3年生までの所得制限のない医療費の完全無料化など、自治体サービスの差別化を図る取組をされています。

しかし、その特色ある子育て支援策も制限付も含め、他市での取組も確認され始めました。それらから、現在の子育て支援に加え、益々安心して、出産、そして子育てのできる小野市を築く良いタイミングであると意識するとともに、市長方針にもあります20年、30年先を見据え、未来への布石、将来への礎を見える形として、少子化にも対応した、新たな子育て支援への取組が必要な時期であると考えます。

フランスでの家族給付制度等きめ細やかな政策のような取組は、国の施策で取り組まれるにしても、今小野市で期待される、今小野市にできる、今小野市で考えられる未来を描くために、次の2点について、当局の考えをお伺いします。

（1点目）保育園の担う役割について

答弁者 市民福祉部長

全国的には待機児童が多く存在し、その対応に追われている国、そして地方自治体が存在しています。ここ小野市では、待機児童ゼロとの報告を受けていますが、そもそも保育園事業の在り方、また、保育園が担う社会的役割が時代と共に進化してきていると感じられます。そこで、当局として、小野市の保育園が担う役割をどのように考えておられるかをお伺いします。

(2点目) 保育料について

答弁者 市民福祉部長

現在の保育園は、子育てに必要不可欠な機能として、その役割は大きいものと感じます。

本来、自らが育児を担うにあたり、就労等の事情から保育を依頼するという観点で考えると、受益を受ける親が、その必要経費を拠出することは当然であると思います。しかし一方で、現在の少子化時代を考えると、社会全体でその必要経費の一部を担うことも、未来を考える上で必要となる時代とも考えられます。実際、小野市では、同時期入所においては、第2子の保育料を50%に軽減し、第3子においては無料化が図られています。また、政府においても、幼児教育過程(3歳～5歳)、つまり幼稚園については、その費用を無償化する関係閣僚による連絡会議が開かれ、検討がなされています。

しかし、それらの実現に向けては、財源の捻出といった大きな課題が存在し、国が即刻実行に向かうかどうかは、現時点では不明確であります。株価のように期待感を助長するだけでは成果に結びつきません。

そこで、住むならやっぱりおの、住んで良かった小野の基本コンセプトから、家計を左右する保育料について、どのように考えておられるかお伺いします。

一般質問発言通告書

8 山中 修己 議員

質問項目

- 第1項目 おの桜つつみ回廊の更なるバージョンアップについて
- 第2項目 白雲谷温泉ゆぴか整備事業について
- 第3項目 小野市福祉給付制度適正化条例成立後の状況について
- 第4項目 「小野市職員給与削減せず」の公表について

要点・要旨

第1項目 おの桜つつみ回廊の更なるバージョンアップについて

平成14年から平成20年にかけて整備したおの桜つつみ回廊は、立派な名所になってきました。加古川栗田橋下流から東条川古川橋まで全長4キロメートル、650本の桜並木は、今年も見事な桜を咲かせてくれました。

10年経過した今年、7回目を迎えた大部地区地域づくり協議会が主催された4月7日の「桜つつみウォーク」は718名もの参加があったと聞いています。私も満開のときには何回か観に行っていますが、イベント当日以外でも多くの方が歩いておられます。10年後には間違いなく西日本最大級の桜堤回廊として、小野市のランドマーク的なものになると確信しています。ついては、今後の市内外からの観桜される客を想定した上で、次の2点についてお伺いします。

(1点目) 交通整理について

答弁者 地域振興部長

現在、栗田橋南と古川橋西に駐車場がありますが、大半の人は堤防上に車を停車して、楽しんでおられます。ただ、南北から車が往来し、しかも片側に停車してい

る車がありますので、大変危険です。今年はピーク時、警備員を配置されていたようですが、今後何か対応策はお考えですか。

また、新大河橋から古川橋にかけては、古川橋側から進入もできないため、観客数も少ないと感じます。この点もあわせてお伺いします。

(2点目) 更なるバージョンアップ策について

答弁者 地域振興部長

「西日本最大級の桜堤回廊」を名実ともに確実なものにするために、更なる賑わい創出案が必要と思います。例えば、市役所前で行っているようなライトアップ、提灯を4キロメートルにわたって付ける、花火を上げる等々色々あると思います。お考えをお伺いします。

第2項目 白雲谷温泉ゆぴか整備事業について

今年度の当初予算で「白雲谷温泉ゆぴか」の整備事業として、1億円の予算が組み込まれています。3月の公明党川名議員の質問に対して、「脱衣室の拡張及びロッカー・洗面台の入れ替え」「露天風呂の一部に屋根の設置」「歩行浴を他のお湯に変更」「フロントカウンターの改修」「ドーム屋根の塗装や浴槽タイルの張り替え」等を予定しており、開設10周年事業として、工事は、本年10月頃を予定していると回答されています。この工事費は、全て「小野市白雲谷温泉施設整備及び運営基金」を当てているとのことですので、判り易く言うと、儲けたお金で改修するということですので、健全な運営だと思います。

この整備事業に関連して、次の2点をお伺いします。

(1点目) 事業内容について

答弁者 地域振興部長

事業内容は、お客様からのご意見を中心に検討したとお聞きしていますが、今計画している内容以外にどのようなご意見があったのかお伺いします。

(2点目) 目標入場者数について

答弁者 地域振興部長

入場者数は、平成24年4月までの平均で年約38万人の実績となっています。この改修計画の目的は「更なる集客を図るため」となっていますが、目標入場者数はどのように設定されていますか。また、その根拠もあわせてお伺いします。

第3項目 小野市福祉給付制度適正化条例成立後の状況について

答弁者 市民福祉部長

「小野市福祉給付制度適正化条例」が本年4月1日から施行されて、丸2か月が経過いたしました。条例成立過程では「監視社会につながる」とか「受給者の自由の尊厳を損ねる」と言った批判もありましたが、5月27日までに市に寄せられた意見や苦情は、2,725件。うち賛成意見は1,676件、反対意見は980件で賛成が多く、さらに市民からの反対意見は、わずか23件とのことであります。つまり、市民の大多数の人は賛成されていると解され、この数字をバックに自信を持って、これから粛々と条例の理念を実現していただきたいと思います。

ただ、この条例を施行するにあたり、2つのポイントがあると認識しています。1つは、条例第6条の「小野市福祉給付制度適正化協議会の設置」であり、もう1つは、第7条の「推進員の設置」です。この条例が実質的に機能するのは、この2つが備わってからだと認識しています。ついては、これらの検討状況及び設置時期についてお伺いします。

第4項目 「小野市職員給与削減せず」の公表について

答弁者 市長

市長は、5月10日の臨時議会で、政府が7月からの地方公務員の給与カットを自治体に求めている件について、小野市は職員の給与カットをしないと明言されました。県内では初めての表明とのことで新聞でも大きく報じられました。政府の要求内容は、今年7月から来年3月まで平均7.8%カットするというものです。こ

れによる交付税の減額幅は8,700万円の試算とのことですが、既に当初予算には組み込んであり、心配無用と解しています。3月議会でも申し上げましたが、今回の措置は大賛成です。小野市は、蓬萊市長就任以来、一貫して職員のモチベーションを上げながら、総人件費を抑制するという手法をとってきておられます。その成果は、総人件費でピーク時よりも6億6千万円削減されており、まさに、小野市の基本理念である「より高度でより高品質なサービスをいかに低コストで提供するか」という行政も経営という考え方そのものです。ただそうはいつでも、決して財政に余裕があるわけではありません。今後の期待も込めた決断だと理解すべきだと思います。以上のように解釈していますが、趣旨を再確認する上で、考えをお伺いします。